

質 疑 回 答 書

事業者各位

高知市長 岡 崎 誠 也

12月2日に公表を予定している高知市文化プラザ長寿命化整備事業の募集要領等に関する質問・意見に対する回答の一部について、以下のとおり先行して回答いたします。

| 質問 | 意見 | No. | 資料名  | 頁  | 行  | 項 目                     |   |     |   |   | 意見・質問内容  | 回答  |
|----|----|-----|------|----|----|-------------------------|---|-----|---|---|--|---|
| ○  |    | 1   | 募集要領 | 8  | 25 | 第4                      | 1 | (2) | ⑤ | エ | 様式2-8（情報非公開希望申立書）の提出時期は、同募集要領P13（＝3(5)③）に記載があるとおおり『提案書を提出する際（提出期限：12月25日）』であって、従って『参加資格確認申請時点（提出期限：12月8日）では提出を要さない』との理解で間違いありませんか。   | 間違いありません。<br>様式2-8については、提案書を提出する際（提出期限：12月25日）に提出してください。  |
| ○  |    | 26  | 様式集  | 2  | 12 | 参加資格確認申請書類及び提案書類作成上の留意点 |   |     |   |   | 『参加資格確認申請書類及び提案書類（以下、「提出書類」という。）作成上の留意点』に『・提出書類は各様式に通して右下に頁を記入してください。』とありますが、参加資格確認申請書類（提出期限：12月8日）における頁の記入は、『応募資格に関する証明資料』を除いた“作成様式のみ”に対する通し頁番号でよろしいでしょうか。  | よろしいです。   |
| ○  |    | 27  | 様式集  | 2  | 23 | 参加資格確認申請書類及び提案書類作成上の留意点 |   |     |   |   | 『参加資格確認申請書類及び提案書類（以下、「提出書類」という。）作成上の留意点』に『・CD-Rへの保存データは全ての提出書類のPDFデータおよび、Word又はExcelの作成データを提出してください。』との記載がありますが、参加資格確認申請書類（提出期限：12月8日）に添付する『応募資格に関する証明資料』につきましては、Word又はExcelデータが存在しないものが大半であるため、『PDFデータのみのCD-R保存を要し、従って、Word又はExcelデータのCD-R保存は要さない』との理解で間違いありませんか。   | 間違いありません。   |
| ○  |    | 28  | 様式集  | 11 | 13 | 様式2-3                   |   |     |   |   | 様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」に付随する『委任状』及び『使用印鑑届』につきましても、この様式2-3に添付して提出する、との理解でよろしいでしょうか。  | よろしいです。   |
| ○  |    | 29  | 様式集  | 11 | 13 | 様式2-3                   |   |     |   |   | 様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、設計企業1社と建設共同企業体（甲型）との乙型共同企業体を組成して参加するケースでは、提出するのは「別紙2 特定事業共同企業体協定書（乙）」のみでよろしいでしょうか。<br><br>上記のケースで建設共同企業体協定書（甲型）の提出をも要する場合は、『別紙2 特定事業共同企業体協定書（甲）』（提出を要する場合の『委任状』『使用印鑑届』を含む）を、実態に即して（かつ、高知市様ホームページ『高知市建設工事共同企業体取扱要領』にて公表されている甲型様式=様式第2号=を準用し）適宜修正してよろしいでしょうか。<br>【主な修正箇所】<br>①特定事業共同企業体協定書（甲）⇒特定建設工事共同企業体協定書（甲）<br>②第1条(1)…事業（以下「本事業」という。）の請負⇒…事業のうち改修工事業務（以下「建設工事」という。）の請負 | 設計企業1社と建設共同企業体（甲型）との乙型共同企業体を組成して参加するケースの場合でも、「特定事業共同企業体協定書（甲）」及び「特定事業共同企業体協定書（乙）」の両方を提出してください。<br>上記ケースにおいて「募集要領別添3設計施工一括仮契約書（案）別紙2「特定事業共同企業体協定書（甲）」を修正する場合は、協定書名を「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」とし、第1条第1項を「高知市文化プラザ長寿命化整備事業のうち改修工事業務（以下、「本事業」という。）の請負」と修正してください。 |

| 質問 | 意見 | No. | 資料名             | 頁  | 行  | 項目          | 意見・質問内容  | 回答  |
|----|----|-----|-----------------|----|----|-------------|--|---|
| ○  |    | 30  | 様式集             | 11 | 13 | 様式2-3       | 様式2-3（共同企業体結成要件の確認書）に『※本様式と合わせて、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】の「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を作成、押印のうえ提出してください。』とありますが、参加資格確認申請時点（提出期限：12月8日）では『高知市様との事業契約額』ばかりか『提案価格』も定まっていないため、【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】P40『特定事業共同企業体協定書（乙）第8条（分担業務及び分担業務額）』の分担業務額の記載箇所は、『（設計施工一括仮契約後に記載）』又は『（参加資格確認申請時点では未決定）』等と記載して提出する、との理解でよろしいでしょうか。 | 特定事業共同企業体協定書（乙）第8条（分担業務及び分担業務額）」の分担業務額の記載箇所は、「（参加資格確認申請時点では未決定）」等と記載して提出してください。<br>また、仮契約締結時に、「特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書」として、業務分担の価格を記載した書面を提出してください。 |
|    | ○  | 31  | 様式集             | 11 | 13 | 様式2-3       | 様式2-3を参加申請時に、併せて「別紙2 特定事業共同企業体協定書」を提出する旨、記載ありますが、参加資格確認申請時には、特定事業共同企業体協定書（乙）の第8条の分担業務額について、金額明記が出来ませんので、協定書上は金額を記載せず、後日工事契約時に、「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」として別途提出させて頂く形でお願いできませんでしょうか。   | No. 30の回答を参照してください。   |
|    | ○  | 32  | 設計施工一括仮契約書      | 7  |    | 第7条         | 設計施工一括仮契約書（案）の内、第7条 下請負契約の報告について、下請契約書の写しの提出が必要との事ですが、契約書記載の契約金額は黒塗等の対応をしても宜しいでしょうか。またその場合は、施工体制台帳の提出においても同様の対応で宜しいでしょうか。  | 下請契約の報告については、設計施工一括仮契約書（案）第7条及び第7条の3の内容について確認するために必要な書類となっておりますので、契約金額は記載するようにしてください。   |
|    | ○  | 33  | 設計施工一括仮契約書      | 41 | 15 | 共同企業体協定書（乙） | 【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】P41『特定事業共同企業体協定書（乙）第17条（構成員の除名）』第3項に『前条第2項から第5項までの規定を準用する』とありますが、前条である第16条には『第3項から第5項までが無い』ため、当該箇所を『前条第2項の規定を準用する』と訂正のうえ共同企業体協定書（乙）を作成してよろしいでしょうか。   | 特定事業共同企業体協定書（乙）第17条第3項を「第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用する」と修正のうえ提出してください。   |
|    | ○  | 34  | 設計施工一括仮契約書      | 41 | 20 | 共同企業体協定書（乙） | 【募集要領 別添3：設計施工一括仮契約書（案）】P41『特定事業共同企業体協定書（乙）第18条（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）』第1項に『第16条第2項から第5項までの規定を準用する』とありますが、第16条には『第3項から第5項までが無い』ため、当該箇所を『第16条第2項の規定を準用する』と訂正のうえ共同企業体協定書（乙）を作成してよろしいでしょうか。  | 特定事業共同企業体協定書（乙）第18条第1項を「構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項の規定を準用する」と修正のうえ提出してください。  |
|    | ○  | 35  | 特定事業共同企業体協定書（乙） | 3  |    | 第18条        | 特定事業共同企業体協定書（乙）の第18条の1項に、第16条第2項から第5項までの規定を準用する、との記載がありますが、第16条には第3項以降がありません、記載誤りでしょうか。追加資料があればご提示ください。本協定書は12/8参加申請時に提出する必要があり、各構成員の押印に時間が必要な為、12/2回答日を待たずになるべく早くご回答をお願いします。  | No. 34の回答を参照してください。<br>(合わせて、No. 33の回答も参照してください。)   |

※2回目（令和2年11月18日提出締切）の高知市文化プラザ長寿命化整備事業の募集要領等に関する質問・意見に対する回答の一部のみ掲載しています。